

うては、生活の安定は得られぬ。物價制定は、大政策の緊要條項である。

十六、間接税の撤廃及び軽減を行ふ一方に於いて、新に累進的財産税を設くべき旨を、その実施時機を相当年間保留して、全國に宣布せらるべき事。

これら、前條と共に、大政策の緊要條項である。但し前條の如く即時実施の如何を危ぶみ、年間保留としたが、恐らくは即時実施も可能であり。

十七、従来、外交方針を根本的に改め、支那との永久的親善方針を樹て、對露通商及び承認の方針を定め、之が実行を進め、窮境に在る獨逸を援助するの方針を立て、之が着手を急ぐべき事。

英米との疎隔を来たすは、兩條を味方に入れ得

北は、亦亦向上の意味を有す。時代は、赤化宣傳を怖るべしとす。亦亦は、資本主義的侵略を皆とす。亦亦は、主義の追隨を怖るべしと急す。亦亦は、要する事を示す。

大政策の断行は、内に民衆の味方を得て、真正に統一戦線の實現を如何なる外敵に当る可能を究明する。又、政府が謂ゆる赤い国との交誼を積極的に行はば、二重取りも直さず上からの赤化と云ふより、下からの要求を巧みに聽察して、權威を保ち、犠牲を避くる無二の良策である。

十八、謂ゆる特殊民族が朝鮮人を侮辱、凌虐、掠奪する者に對して、嚴重制裁の規定を設け、又別に彼等を官公吏に登用するの道を閉じ、猶特に彼等の特殊の經濟上